

市町グリーンニューディール基金事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会を構築するために市町が実施する事業に要する経費に対し、県が予算の範囲内で市町グリーンニューディール基金事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町グリーンニューディール基金事業実施要領（以下「実施要領」という。）第6の1に基づき市町長が知事に提出し、承認を受けた事業に要する経費とする。

2 補助率は、補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内で補助金を交付する。
なお、補助金の額は、千円単位とする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに市町に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 市町長は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 市町長は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の

内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 市町長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第8条 市町長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合には、速やかに補助事業遅延報告書（様式第4号）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 市町長は、補助事業が完了したとき（第7条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容（第6条第1項の規定による承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を市町長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた市町長は、補助金精算払請求書（様式第6号）を、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 市町長は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第14条 市町は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第7条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の申請があったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。

(1) 市町が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、規則、実施要領若しくはこの要綱又はこれらに基づく処分若しくは条件に違反したとき。

(2) 市町長が、本要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 市町が、事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき補助金交付の取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 市町長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産の処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、市町長が財産の処分又は財産から生じる有価物の売却等により、相当の

収入が生ずると認められる場合は、その収入の全部又は一部を納付させるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 市町は、補助事業についての会計帳簿を備え、事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町は、事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする補助金調書（様式第9号）を作成するとともに、前項に規定する支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、事業の完了した日（第7条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(書類の提出方法)

第19条 この要綱により知事に提出する書類は、県民環境部環境局環境政策課に提出するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度市町グリーンニューディール基金事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年度において、標記事業を実施したいので、市町グリーンニューディール基金事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の計画

別紙1のとおり

3 補助金交付申請額

¥ _____

4 事業の予定期間

5 予算書

別紙2のとおり

別紙 1

市町グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）事業個表

事業メニュー区分		
事業の名称		
事業の主たる実施場所		
事業の目的・概要		
事業実施の方法・内容		
事業費の 算出根拠	総事業費	
	補助金所要額	
	執行見込額	
事業実施スケジュール		
備 考		

※事業メニュー区分は、実施要領第2に基づき記入

別紙2

予 算 書

1 歳入

科 目	予 算 額	備 考
	千円	
合 計		

2 歳出

科 目	予 算 額	備 考
	千円	
合 計		

様式第2号（第6条関係）

年度市町グリーンニューデール基金事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり変更したいので、市町グリーンニューデール基金事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更する事業内容
- 2 変更理由
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	¥
変更承認申請額	¥
差引増減額	¥

- 4 変更後の事業計画書
別紙1のとおり
- 5 変更後の予算書
別紙2のとおり

別紙 1

市町グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）事業個表

事業メニュー区分		
事業の名称		
事業の主たる実施場所		
事業の目的・概要		
事業実施の方法・内容		
事業費の 算出根拠	総事業費	
	補助金所要額	
	執行見込額	
事業実施スケジュール		
備 考		

※事業メニュー区分は、実施要領第2に基づき記入

別紙2

予 算 書

1 歳入

科 目	予 算 額	備 考
	千円	
合 計		

2 歳出

科 目	予 算 額	備 考
	千円	
合 計		

様式第3号（第7条関係）

年度市町グリーンニューデール基金事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、市町グリーンニューデール基金事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）理由

3 中止期間（廃止年月日）

中止期間 年 月 日より

年 月 日まで

（廃止年月日） 年 月 日）

4 添付書類名

様式第4号（第8条関係）

年度市町グリーンニューデール基金事業遅延報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった標記事業の完了時期が下記の理由により遅延しますので、市町グリーンニューデール基金事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その旨報告します。

記

1 遅延する事業内容

2 遅延する理由

3 遅延期間

年 月 日より

年 月 日まで

4 添付書類名

様式第5号（第9条関係）

年度市町グリーンニューデール基金事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった標記事業の実績について、市町グリーンニューデール基金事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の補助金額
- 2 事業の実績
別紙1のとおり
- 3 事業に係る経費の明細
- 4 事業の完了年月日
- 5 収支精算書（別紙2のとおり）

別紙 1

市町グリーンニューディール基金事業実績報告書（ 年度）

事業メニュー区分		
事業の名称		
事業の主たる実施場所		
事業の目的・概要		
事業実施の方法・内容		
事業費の 算出根拠	総事業費	
	補助金所要額	
	執行額	
事業実績スケジュール		
備 考		

※事業メニュー区分は、実施要領第2に基づき記入

別紙2

収 支 精 算 書

1 歳入

(単位：千円)

科 目	予算額	精算額	差引増減		備考
			増	減	
合 計					

2 歳出

科 目	予算額	精算額	差引増減		備考
			増	減	
合 計					

様式第6号（第11条関係）

年度市町グリーンニューデール基金事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記金額の補助金を市町グリーンニューデール基金事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

¥ _____

(内訳)

区 分	総 額
交 付 決 定 額	¥
概算払受領済額	¥
今 回 請 求 額	¥

様式第7号（第13条関係）

年度市町グリーンニューデール基金事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記金額の概算払を市町グリーンニューデール基金事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

記

¥ _____

(内訳)

区 分	総 額
交 付 決 定 額	¥
概算払受領済額	¥
今 回 請 求 額	¥
残 額	¥

様式第8号（第17条関係）

年度市町グリーンニューディール基金事業費補助金
により取得した財産の処分承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

年度標記補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、市町グリーンニューディール基金事業費補助金交付要綱第17条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

会計名： _____

市町名

県		市 町								備考
歳出予算科目	交付決定 の額	歳 入			歳 出					
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	
(款) 総務費	千円		千円	千円		千円	千円	千円	千円	
(項) 環境生活費										
(目) 環境保全推進費										

- (注) 1. 「市町」欄の「科目」欄は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
 2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。